

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。)

産婦健康診査 実施のお願い

(医療機関・助産所のご担当者様へ)

平素より調布市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。
調布市では、市民が産後(流産・死産を含む)1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っております。

市民が委託契約を締結していない医療機関等で受診される場合や、産婦健康診査受診票の有効期間開始日(令和8年10月1日)より前に受診され、一定の要件を満たす場合は、償還払いにて対応しております。
つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。
なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が調布市民であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されません。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票(EPDS等)を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1(エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS))、アンケート2(赤ちゃんへの気持ち質問票)について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目(請求原票)・3枚目(産婦控)を産婦にお渡しください。

産婦が調布市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、調布市から確認の御連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票1枚目(医療機関控え)の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

裏面に問い合わせ先を記載しています

(産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡してください。)

【問い合わせ】

調布市子ども生活部子ども家庭センター
☎182-0026 東京都調布市小島町 2-33-1
文化会館たづくり西館保健センター4階
TEL 042-441-6081
FAX 042-441-6101

【受付時間】

8：30～17：00
(土曜日・日曜日、祝日及び年末年始を除く)